

「労務管理担当者研修」のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務化されます。 (公布日：令和7年6月11日・施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

つきましては、ハラスメント対策強化に向けて企業内において適正な対応が図れるよう、改正内容や対応方法等について下記のとおり研修会を開催することとしましたので、労務管理担当者をはじめ関係者の皆様が受講されますようご案内します。

記

1. 日 時 令和8年2月19日（木） 13:30～16:30（受付 13:00～）

2. 場 所 伯耆しあわせの郷（倉吉市小田 529-2）

3. 研修事項 （1）労働行政の現状と課題について（13:30～14:30）

（倉吉労働基準監督署 担当官）

（2）職場におけるハラスメント対策について（14:30～16:00）

（紙徳社会保険労務士）

（3）「振替休日」と「代休」について（16:00～16:30）

（深田社会保険労務士）

4. 受講料 労働基準協会員 1人 5,000円（資料代込）

（消費税10%、内税454円）

上記以外 1人 6,000円（資料代込）

（消費税10%、内税545円）

5. 申込方法 別紙「受講申込書」にて**令和8年2月12日（木）**までに当協会に申し込んで下さい。郵送・メール又はF a x（0858-22-9054）でも受け付けます。受講料は、必ず申し込み締め切り日までに持参又は下記の銀行口座に振込んで下さい。（研修当日は受領いたしません。）

口座番号 鳥取銀行 倉吉支店（普）0207231
名義人 (一社)鳥取県労働基準協会中部支部

6. その他 （1）定員 30名

（2）当協会発行の「特別教育等受講者記録（受講証）」をお持ちの事業場は、受付の際にお渡し下さい。

（3）受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお越し下さい。

（4）受講申込み後の取消し（欠席を含む。）は、2月12日（木）までに連絡があつた場合を除き、受講料はお返しきれませんので、ご了承下さい。

（5）お問合せ・連絡先

（〒682-0811）倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部 登録番号：T5270005000526

(Tel・Fax兼用 0858-22-9054)

(別 紙)

「労務管理担当者研修」受講申込書

受 講 者 氏 名	備 考

(★ 下欄にもご記入願います。)

- (1) 鳥取県労働基準協会へ加入の有無（加入・未加入）(いずれかに○印をして下さい。)
- (2) 受講者数（　　名）、受講料 計（　　円）
- (3) 受講料の支払い方法（持参・銀行振込）(いずれかに○印をして下さい。)
- (4) インボイス発行希望（　する　・　しない　）(いずれかに○印をして下さい。)
＊希望する場合はいずれかに○をして下さい（　請求書　・　領収書　）
- メールによる受取を希望される方は、下記のメールアドレスまでご連絡ください。
ro-kyoukaichubu@space.ocn.ne.jp

上記のとおり申込みます。

令和8年　月　日

事業場名：

所 在 地：
(連絡先電話番号：　　ー　　ー　　ー　　)

代表者職氏名：

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部長 殿

(T e l • F a x 兼用 0858-22-9054)

(申込書に記載された事項は、修了者台帳管理の目的以外には使用しません。)